

第5回 琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会

開催日時

平成22年(2010年)10月18日(月)10:00~12:00

開催場所

県庁本館4-A会議室

出席委員

岩波委員、末田委員、田中委員、前崎委員、宮浦委員、吉田委員

以上6名(五十音順、敬称略)

議題

1. 琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会報告書(案)について

「琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会報告書(案)について」を、事務局から「資料1・2」に基づき説明。

(会長)

文章の表現等も含めてでも結構ですので、お気付きの点で、こうすべきではないかとか、もう少しこれは付け加えた方が良くとか削った方が良くとか何でも結構ですので、ご発言をお願いしたいと思います。

(委員)

内容に入る前に体裁についてでもいいですか。報告書全体を見ますと、前書きというのが書かれていません。また、報告書の文章表現では、報告要旨で「です」「ます」調ではなく体言止めになっていて、その後2章から「です」「ます」調が続いています。「です」「ます」調がいきなり入っていく感じなので、「1」と「2」の間に何か緩衝になるような前書きを作るか、報告書全体の前に前書きを書く方が良いような気がしました。何でこの報告書を書くのかということを書いた方が良いように思います。

また、本文と後の資料との対応が充分とれてないような箇所がありました。特に前半のところを取っていません。本文では「資料何々」と書いてありますが、後ろの資料集には、資料のタイトル番号がついていません。これはまだ案なのでこれから対応されると思いますが、本文と対応するように資料タイトル、資料番号をされた方が良くと思います。

資料集で特に気になったのは、第3回検討会では、各県の環境税の用途について森林関連の事業規模とか詳しい表が提出されました。これは事業の数とかどういう事業の内容であるかということが詳しく記載されていたので、私自身は非常に参考になりました。おそらくこの表を作るのに、ものすごくエネルギーを使われたと思うのですが、それが無いのが残念です。何故かという岡山県では、CO2の吸収源対策が既に取り組みられていますし、シカなどで言いますと、規模の大小はありますが、栃木県、神奈川県、熊本県、大分県、特に熊本県などは環境税の多くをシカ対策に使っていることが分かります。また竹林対策を行っている県もあるようで、これは今後事業規模を広めたというところの、ひとつの説明責任になると考えます。そういう面で各県の取組状況を参考として入れられたらどうかと考えます。

もう少し気になったところということで、「資料1」の「1」で、「地球温暖化防止を一層推進する」とありますが、報告書本文では「促進」とあります。非常に細かいところですが

が、「促進」と「推進」は若干ニュアンスが違ふよう思いますので、どちらかに合わせた方が良いでしょう。次に「3」で、「現行制度に^て変えて」ですが、「取り替える」という意味でしたら、「代」とか「替」の字の方が良いでしょう。最後に「5」の《参考意見》で、「基本計画と合わせて実施する」とありますが、「基本計画」の後ろに「の^て検討時期」あるいは「の^て見直し時期」を付け加えた方が良いでしょう。それと、「合わせて実施」が「同時期」に実施するという意味であれば、「併せて」に修正した方が良いでしょう。

(委員)

「資料1」の「1」検討結果のただし書きで「十分に説明する必要がある」という文書がある。この主語はたぶん「県」だろうと思いますが、その対象が誰なのか気になったところです。

(会長)

抽象的な言い方をすると、対象は「県民」になるでしょうね。

(委員)

何となく対象が漠然としています。また、2ページ目の「5」で、「見直しを検討する」という表現があるのですが、「見直す」ということと「検討する」は、ほぼ同じ意味なので、「見直す」で良いのではないのでしょうか。見直した上で現状どおりとするのでしたらそれで良いわけですし、代えるのでしたらそれはそれで良いわけですし。

(事務局)

前書きがあるかどうかは別途議論していただくことにしまして、資料集に「資料1」とか「資料2」という名称が抜けておりますので、これは加えさせていただきます。「資料1」で、「推進」と「促進」というところですが……。

(会長)

表記の統一ということをお願いします。

(委員)

色々な人が目を通された際に変に思われたらいけませんので、表記の統一をお願いします。

(事務局)

表記の統一については、「変える」を「替える」や「代える」に修正するのに併せて対応いたします。ただし、「見直し」と「検討」が同じことを言っているのではないかと言うご指摘ですが、この表現については、県の方で見直しをするというのが結論とあるとしますと、その前段として見直しをするかどうかの検討が必要であろうということで、2段階で考えています。その点を意識して、「見直しを検討する」という表現しておりますので、その点をご理解いただけたらと思います。

(委員)

そういう意図がありましたら問題ありません。

(会長)

事務局としては、見直しという意味合いは、変更の意味が既に入っていると解釈しています。「見直し」だけだと「変える」という前提の言葉だと理解されがちなので、少しそこは気を付けてというふうに考えられたのかなと思います。

(事務局)

県民税条例付則の見直し規定でも、「必要があると認める時には、条例の規定にそって検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」ということになっていまして、検討してそ

の結果にもとづいて判断した上で、必要な措置を講ずるとなっておりますので、その関係でこのような表現にしています。

(委員)

「資料1」で「1」と「5」の検討結果のただし書きに「・」が付いているのと付いてないのがありますが、表現は1つにしてほしいと言うのが一つ。それから「4」の検討結果の理由の「他県の状況を比較して、本県の税収規模が小さいとは言えない」と記載してありますが、これは税率をキープする要因になるのかどうか。もともと出来た時からそうであり、基本的に他府県と比較するのは県の独自性が失われる話なので、これを理由にする必要はあるのでしょうか。比較をすることは良いと思いますが、それが気になっています。

(会長)

これは見解が分かれる可能性があるのですが、委員の皆さんのご意見をお聞きした方が良いと思います。おそらく原案でこういうことを書いたのは、そこそこの負担感があるから、今引き上げるとはしません、増税はしませんと言うことであって、他の県の負担と比べて見劣りはしない程度の負担だから、それを引き上げるのは簡単には言いにくい、そういうニュアンスだと思います。そういう趣旨で書いているのであろうと言うことを踏まえて、委員がおっしゃたように、理由として明記はしなくても良いのではないかという考え方についてどう考えるかお聞きしたいと思います。

(委員)

議論の中では良いと思いますが…。

(会長)

文章として積極的に明記までしなくても良いのではないかという意見でもあるかと思いますが。これは、見解が分かれるかもしれませんが、この件に関してご意見があればお伺いします。

(委員)

まず、個人県民税の場合、超過課税ということで、県民に通常以上のご負担をお願いしている現状から考えますと、他府県との比較というのは、県民の方々にとっても関心事の一つであると思いますので、税率等を考える際には、その辺の動向、状況というの、検討事項の一つとして当然考えられると思います。それと人工林との関係では、議論がありましたように、遜色のない税負担を現行お願いしている状況からすると、何らかの形で整理する方が適切かと思えます。

(会長)

おそらく理由付けの問題として、この項目に関しては2通りの表現が可能だと思います。一つは他の県と比べてという理由付けの仕方と、もう一つは、委員のご発言のように、既に原則を越えた超過課税をしている。通常より大きな負担をお願いしているという現状を鑑みると慎重に考慮する必要があるという表現の仕方です。この辺りは表現の問題であって、どちらが良いとか悪いとかは必ずしも決着つかないし、もちろん元のままでそんなに異論はないと思いますが、理由づけとしてより正確にした方が、いろいろな方の納得が得やすいと思います。

「既に通常以上の負担をお願いしているが、これの引き上げについてはより明確で強固な理由付けが必要だが、現時点ではそういうことが見当たりにくい。」とした方が、理由としてはこれよりも良いのかなという感じがしますが、この点についてはもう一度検討をお願いします。

(委員)

「4」の税率の問題で、事業費が多く掛かりますが、今は基金があるから上げることはやめましょうという話は分かります。ところが、景気が厳しいし不透明感があると言うことを理由として掲げたら、これは下げる要因になるのではないですか。また、の規模が小さいとは言えないという理由も、下げる要因として解釈することができるのではないのでしょうか。そうすると、上げることはやめました、下げるのもやめましたという理由を明記した方が、県民の皆さんには分かりやすいと思います。議論していただいたように、下げるのは事業が多いので難しい、上げるのも今の経済状況では難しいと言う方が今の議論の中では分かりやすいと思います。これだけだと上げることはやめましたとしか聞こえてなりません。

(会長)

これは感覚の問題なのかも知れません。税率については、上げる、下げる、現状維持という3通りの議論をしました。これを書くとき大論文になりますが、要するに、今考えている事業内容とそれにふさわしい財源は基本的に合うのだから、上げることも下げることもしないで現状で行くことについて、本文でそのことを明記していた方が分かりやすいかも知れません。現状維持を前提に書いているので、あまり表とか入れる必要はないと思いますが、文章のどこかで表現が出来れば良いと思います。

それと幾つか気が付いたところで、まず始めに、「資料1」の《参考意見》の位置付けで、「5」の《参考意見》と他の箇所の《参考意見》とは性格というか重みが違う気がします。「3」のところは、やや少数意見だけれども、こういう貴重な意見があったという意味での参考意見で、「5」のところは、報告書本文で言うと17ページの検討結果の枠囲みの、の下に書いていて、こういう意見がありましたというよりは、琵琶湖森林づくり基本計画の見直し時期に合わせる方が良いのではないですかという趣旨だと思います。もしそうだとすると、「資料1」の「5」の参考意見については、検討結果のところに挙げて、「ただし、当条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを検討することが適切と考える。」とした上で、「なお、見直し時期を琵琶湖森林づくり基本計画の見直し時期と合わせて実施することも効果的である。」と述べた方が良いと思います。一種格上げすると言うか、委員の方のおおよそ異論がない話なので、「実施することも効果的である」くらいで止めた表現の方が良いと思います。参考意見は一体何なのかということで、少し整理をした方が良いと思います。

2点目で、報告書本文の3ページの表について、この表をどう読んでよいのか分かりにくいのですが、一番分かりにくいのは、下から3分の1のところ、(下向きの)白い矢印が2つ続いている点で、上の矢印は、平成16年4月に施行されて、平成17年から作り出したということから理解できます。しかし、その下の白い(下向きの)矢印の意味が、平成32年から展開することとして使っているのかと思うとちょっと違って、「滋賀の森林づくり」になっています。この表題をもう少し丁寧に書いていただいた方が良いと思います。この部分で県民税を活用した滋賀の森林づくりを書きたいのならば、表題を「県民税を活用した滋賀の森林づくり」とした上で、すぐ上の白い箱書き部分(「滋賀の森林づくり」)はいらないと思います。右の箱書きが、6ページから7ページのこういう事をしてきましたという部分に対応しているとすると、滋賀の森林づくりの右側に「(平成18年度から平成21年度)」とか、という意味合いが入ってくるのかと思いますが、そういう意味とは違うのでしょうか。一番下の3分の1の部分は、平

成 21 年度までの過去の事業を示すだけでなく、平成 18 年度から平成 32 年度までを意識して、こういう表現になったのでしょうか。その辺りが良く分かりません。

(事務局)

一番上と真ん中の部分は、大きな枠組みで施策を具体化していくプロセスをお示したのですが、一番下の部分は、その中で県民税を活用した事業とそれ以外の事業、基本的な中で何かをやろうとしている中で、あえて県民税事業でやろうとしている部分を抜き出すと二つに別れるということをお示したかった。基本計画の施策そのものは、県民税を充当する事業と一般で従来から取り組む事業の 2 つの施策で進めているということで、確かにニュアンス的には上と真ん中の部分とは若干違うと思います。

(会長)

わかりました。そうだとすると、滋賀県は一般財源と県民税と両方で事業を展開していますということを示すだけで良いのではないですか。下の大きな箱書きがあるからその部分が見えにくくなっています。

(事務局)

流れからいきますと、まず琵琶湖森林づくり条例の施行が平成 16 年度、次に基本計画の策定は平成 17 年度、それを受けて森林づくり県民税を活用した事業が始まったのが平成 18 年度となっています。平成 16・17・18 年と時代の流れをこの表で追っているつもりです。それで矢印でお示しさせていただいていますが、基本計画の所で全体の年度を書いているので分かりづらくなっていますので、ここを平成 17 年度策定、その下の県民税事業の所を平成 18 年度とすると分かりやすいと思います。

(会長)

そういう表示ならばわかります。

最後に、10 ページの検討結果の「() 琵琶湖森林づくり事業の継続的な取組」の文章末尾の表現について、ここは「です」「ます」調に修正をお願いします。

(委員)

10 ページの検討結果の()の一番最後の文章で「支援についての意見が示されました。」という部分について、意味としては大まかに理解できますが、「支援をするように意見がだされた」のか「支援をしないように意見が出された」のか、明確に示したほうが良いと思います。

(会長)

この部分についても表現を明確にするように修正をお願いします。

(委員)

話しを蒸し返すようですが、先程おっしゃられた「資料 1」の「4」について、経済状況やお金の面だけの理由が書いてありますが、やっている事業に対してこれだけ必要だということを見た上で、下げないという結果がでていると思います。他府県の状況とか経済状況とかだけでなく、実際に実行した成果と今後やらなければならない事があるから下げないという意味合いの言葉があると良いと思います。今の滋賀県の状況を見て、やらなければならない事業にかかる費用を考えていくと、これだけ最低限必要だから下げなかったという文章が入らないと、県民税として検討した一番大事な部分が薄れるかもしれません。

(委員)

私も感じていましたが、委員が最初に言われたように、前文のところで、社会情勢を見た際

に林業会の情勢とか森林のことを考えて大変なことが起こっているから、税率アップの必要性があることをどこかに書いておく必要があるのではないのでしょうか。そういう前文があると、この部分で上げることを断念したというストーリーが成り立つと思います。そういう考え方もあります。

(会長)

この箇所について、先生方のご意見をお聞きしますと、税率改正の必要性の部分は、検討の結果、現状のままでいきましょう。この5年については現状のままでいましょうと言うことです。理由は、簡単な言い方をすると、現状の税率で何とか事業を賄うことができますと言うことです。それさえ明記しておけば、場合によってはクリアになります。この例でいくと、から の理由が書いていますが、一番言いたいのは で、 の部分は本文で触れる程度にして、 を省いてしまう方がクリアになります。「何でこうですか」と聞かれたら「これでいけます」と簡単かつ明確に言えるような文章表現の方が返って良いのかも知れません。事務局では、理由を一生懸命考えて、増税・減税の両方に納得してもらおうように考えて理由付けをされたと思いますが、当面は今の事業規模で何とかいけると判断して、これはこれ以上変えないこととし、それを明記した上で、なお書きで、こういう点についても考慮して現状維持で良いのではないかという見解もあったというくらいで説明した方が分かりやすいかも知れません。森林行政関係を十分ご理解いただいて、それを積極的にやっていこうと先生方のご意見から言うと、経済的理由だけではないと言う思いがあるのは分かりますし、また財政の観点からいうと、こういう状況があるのだから、あまり県民に無理を言うのもどうかと言う思いがあるのも分かります。相対立する価値が背後にあるので、そのあたりが悩ましい。まったく触れないにしても、基本はこれでやれます、という判断があるというのを明示できる表現に変えていただいた方が、委員の最大公約数の見解からいうとその方が良いのではないかと思います。悩ましい文章表現になるかと思いますが、もう一度検討をお願いします。

(委員)

報告書本文の「2」と「3」について、図や表に番号があるのとないのとがありますが、報告書なので番号を統一された方が良いでしょう。また、文章でも「下の表」とかではなく、表何々と言った表現方法に修正された方がより分かりやすいと思います。

(委員)

最初に委員の方から前書き的なのはどうかとお話がありました、また、事業の必要性等について前書きで説明してはどうかというお話がありましたが、もし前書きを載せるとなると、この検討会を設置したことの理由付けくらいにした方が良いでしょう。今までの議論も含めて前書きを載せるとなると、皆さんの思いがありますので、事務局で前書きを作成する際の参考として、その辺についてご論議をお願いできませんでしょうか。

(委員)

今の論議の進み方だと、簡単な前書きにする方向になるのではないですか。

(会長)

この委員会の性格からするとその方が良いでしょう。もともとこの委員会がどういう趣旨で設置されたか、極めて公式な部分をまず書いて、それに従って検討した結果、次の結論を得たと言うくらいの、A4でいうと半分くらいのもので良いでしょう。

今日は、新川委員、増田委員がそれぞれ欠席で、お二人の委員はこの税条例を作った時から

関わっておられて、その時の税を作る観点からの意識というのは、読んでいてそういう意見があるのを改めて感じたところがあります。順番でいくと「1」の検討結果のところ、「ただし、県民税は目的税的な意味合いの強い税であることから、新たに充当事業を導入する場合は、事業内容を精査し、（かつ県民に）十分に説明する必要がある。」という部分は、事業に対して財政の方から合理的な抑制をかける必要があるという意見です。こういった議論の中で、このような意見は、税を作る際にその負担を課すところからどうしたって出てきます。簡単に言うと、事業を縮小するなり、減少するなりしたらどうかというのが、一方の議論としてあります。他方では、今の滋賀の現状も含めて、やはり森林づくりは非常に大事だから多少しんどくても負担をお願いして何とかしようではないかという意見があります。この両者の適正なバランスのところ、この話は成り立って来ます。ところが、一体バランスはどこにあるのか、委員の皆さんの合意がどれほど付くかはっきりしていないところがあるように思います。そのあたりは面白い問題だと思いますが、そういった点が常に背後にあったということで、それぞれのお考えからすると場合によってはもどかしい思いをお持ちになったかも知れません。それは一個一個の積み重ねで検証する以外ないでしょうし、不安定な状況を楽しむくらいのお考えをいただく方が良いのではないかと思います。現時点のある種のバランスにたった報告書を作るということで、そういうお考えを汲んでいただければありがたいと思います。

（委員）

報告書本文の7ページの検討結果と、10ページの検討結果（ ）は同じようなことを言っています。10ページ（ ）の「事業については、全体として着実な成果を上げつつある」という部分は、 の中の実績・成果の中で検討結果が出ており、 の中の包括した検討結果でもありますので、7ページの検討結果を削除して、10ページの中の同じ表現の中に入れてしまう方が良いのではないかと思います。構成上、6ページの「(1)琵琶湖森林づくり事業の実績と展開について」の検討結果が10ページに記載されているので、「琵琶湖森林づくり事業の実績・成果」の検討結果は記載しなくても良いのではないかと思います。

（会長）

7ページの検討結果は過去の実績をどう見るかという議論で、それに対して、9ページののところからは、事業の展開、つまり平成21年度以降をどう見るかを分けて書いてあるのではないのでしょうか。組立から見ると、7ページは、 これまでの事業の実績・成果で、平成21年度までの取組の評価のような気がします。前も後も概ね良好と変わらないので、そういうことを分けて記述したら良いのか、全部合わせて記述したら良いのか、技術の問題だと思いますので、基本的に同じ表現を使ったら良いと思います。もし、仮に分けるとすると、後の方は「既に述べたように」と言って同じ表現を使ってはどうかと思います。重複しなくても良いですが、微妙に表現が違いますので、そこは技術的な調整としてお考えいただければと思います。

（委員）

それから16ページの検討結果の「また、県民税は、」から始まる部分で、前の段落では「検討会としては現段階の現行の税率を継続することが適当と考えます。」ということが書いてあり、その後の段落で、「検討会としては、県民税自体を今後とも継続する必要があると考えます。」ということが書いてあります。基本的に事業を継続する必要があるとか県民税を継続する必要があるという中で、税率の上げ下げなり、制度を検討してきたのではないかという思いがありましたので、この検討結果の県民税全体というのが最後の方で良いのか気になります。

(会長)

この部分が後に来ると、どういう不合理が出てくるのですか。

(委員)

税率等の制度を検討して来ましたが、最後に制度を継続する必要があります。今までの税制度のイメージとしては、これまでの事業実績があり、その財源となる税制度も継続する必要があるので、その中で継続する必要があるから税制度の議論をし、税率の議論をして来ましたというようにした方が論点を展開しやすいと思いました。

(会長)

この箇所(また書きの部分)を意識したのは、おそらく一般財源化せよという議論が背景にあるのではないのでしょうか。一般財源の中からきちんと充当され、その重要性が認識されれば、目的税化しなくても、一般財源化しても十分充当されるという、いわゆる一般財源化論を意識した序列ではないのでしょうか。だからこれはこれで存在理由があるということを行っているのではないのでしょうか。

(事務局)

税率の議論をいただく中で、超過課税とか目的税ではなくて、一般財源化するというお話もありましたし、そもそも税率の議論をする前にまず県民税自体をどうするのかということで、順番としては先に、また書きの部分の議論をしていただいて、その上で税率をどうするのかという議論をしていただいたと思います。その中の議論が結構あったことと、結論である税率をどうするか先に書いた方が良いのではということ、形としては現行の税率を継続することが適当という結論を書いて、その下で県民税自体の議論の結果、継続する必要があると言う意見があったことを書かせていただきました。

(会長)

論理的にいうと、委員が提案されたように、この税金は必要で、次に税率はこうですという説明になると思います。ただし、この検討会で求められたのは、この税金をどうするのかというよりも税率をどうするのが一番のポイントとなるので、報告書では、その部分についての結論をきちっと示した上で、改めてこの税金は必要だということを説明しています。

(委員)

16ページのまた書きの部分と10ページの検討結果()の「今後も継続して取り組んでいくことが必要」と言う部分とを合わせて書いたら、この箇所で言わなくても良いのではないかと思います。

(会長)

ご覧いただいたらわかりますように、報告書では事業と税金を区分して書いていますので、その両者をうまく貫いた説明が難しくなっています。委員の思いは十分理解できますが、この書き方からすれば、事業は事業で継続する必要があります、それに対する財源としては県民税でいくということになります。こういう書き方が分かりやすいですが、逆に分かりやすいことで、両者の関連が見えにくくなっていると思います。こちらを立てればあちらが立たずみたいな要素があるような気がします。

(委員)

もう1点、12ページの で「税込とその用途が明確でないというデメリットは克服されているか」の設問があり、その下の結論は問題ありませんが、「このため…課題であると考えます。」

という部分が気になります。何故デメリットが克服されているのかという問い、認知度をたかめることは大事だということに記載するのかよく分かりません。設問に対する答えとして、ここで敢えて書く必要があるのか気になります。

(委員)

県民税は、ある意味では目的税的な税制度であり、住民税に乗っかる形で制度設計されていますので、県民全体に知られにくいというのは、ある面で宿命みたいなものだと思います。これを克服していこうと思えば、行政があらゆる面で認知度を高めたり、説明責任なりを果たしていかなければなりません。そのことについてたくさん意見をいただいているので、ここの箇所の中で、この制度がベターだけれども、行政でいろいろ対策を立てて行こうということを説明していると思います。

(委員)

その点は充分認識していますが、本当にこの部分で書くべきなのでしょう。それより検討結果の中で、こうすべきだというところで書くべきだと思う。

(会長)

この検討会そもそもの趣旨、性格として、県民税条例をどうするのが基本であって、中核となるのは、県民税条例の基本的な組立、とりわけ税率を含めたものをどうするかが骨格となります。それを周知徹底するという側面は、それは誰が担うかという問題も関係して来ますが、その部分が中心ではなく、提言としてはなかなか書きにくい面があります。検討会の性格や与えられた基本的な役割がある中で、認知度が3割にとどまっていることについて、「やはり3割では困るでしょ」と言われた際に、「それについてはちゃんと周知徹底します。」と答えることが重要になってくると思います。「3割にとどまっています」と言うので止めてしまうと、どうするつもりだと言われてしまいます。報告書という点では、少し書きにくいと感じたのでここで書いたのだと思いますが、どこかで書けるのであれば、使い道だとか、それによるより積極的な方法をする必要があると言うのを書いた方が良いと思います。

(委員)

確かにこの文書の流れからいうと、用途が明確でないというデメリットについての文章としては座りが悪いと思います。委員が言われたように、検討結果をなお書きにしてしまうのも一つかと思います。

(会長)

これは、文章表現の問題なので、座りの良い場所に据わりの良い文章でお願いします。

他にいかがでしょうか。あと本日欠席の各委員から特にコメントとかがありましたか。

(事務局)

今のところ特に連絡は入っていません。

(会長)

各委員に「念のために何かあればメール等でお寄せ下さい」とお知らせいただいた方が良いかもしれません。その辺りは、事務局でご判断いただいております。

(委員)

最後に16ページですが、「県民税自体を今後とも継続する必要があると考えます。」とありますが、どこかに「次世代の人々のためにも」という表現を入れてほしいと思います。森林の育成には長期間にわたりますので、この表現には、次の次世代のためにも森林を美しくし、綺

麗な水を、琵琶湖を美しくするという意味も含まれています。次世代のためにも今ちゃんとしなければいけないので、この表現が入るようならお願いします。

(会長)

一応この案を「これからの琵琶湖森林づくり県民税について」という名前で報告書として提出させていただくということによろしいでしょうか。これがダメだというほどの表現ではないと思うので、そういう形で確認をさせていただきます。

また、今後の処理に関して、もう1回集まって委員会を開いて検討する必要があるかということについて、委員の皆さんに確認をさせていただきます。今日いろいろ拝聴したところでは、大筋についてはこれで良いという色々なご意見を頂戴したと理解しています。今日お聞きした意見すべてを明確な表現として盛り込まれるかどうか確約はできませんが、もし差し支えなければ、もう1回会議を開催することはしないというかたちで、会長に最終的な文案についてご一任いただきまして、委員の皆さんのご趣旨や思いを十分汲み取ることができるよう事務局とも鋭意作業を進めたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

(各委員)

それによろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、そういうかたちで進めさせていただきます。その上で、検討会の成果を総務部長に提出させていただきたいと思います。

最後に、この検討会について、これで5回目になりますが、お忙しい中でお集まりいただきまして、また、非常に熱心にご議論いただき、貴重な文献を頂戴しまして、今後の森林づくり、そしてそれを支えていく税条例を作っていくという点では、大きな役割を果たしていただいたということで非常に私は感謝申し上げたいと思います。私の進行が決して良いものではなかったと反省するところが多くありますが、委員の皆さまのご協力、事務局の大きな下支えがあって、一応今日の日が迎えることが出来たということで、深く感謝申し上げますと共に、私としての役割が終わってお役ご免となったという喜ばしいことも付け加えまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局)

会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、本日長時間にわたりまして、ご議論をいただきありがとうございました。また、皆様には5回にわたりまして、検討会で熱心にご議論いただきまして心からお礼申し上げます。本日この検討会の報告書(案)についてご議論をいただきまして、先程会長からございましたけれど、概ねご了承いただきましてありがとうございます。

今後につきましては、先程、会長の方に文案の修正についてご一任をいただきましたので、事務局も本日の委員の方々の趣旨・思いを十分汲み取りまして会長に修正をしていただきまして、最終報告書としてまとめさせていただきたいと考えています。その後、会長の方から本県の総務部長に検討結果を報告いただくことになっています。県としましては、検討結果を尊重させていただきまして、必要な措置を講じていきたいと考えております。

なお、委員の皆様におかれましては、今後ともそれぞれのお立場にて琵琶湖森林づくり県民税の運用、ならびにこれを財源としました森林づくり事業の推進について見守っていただきま

すとともに、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討委員会を終了させていただきます。長期間にわたりまして大変お世話になりました。ありがとうございました。